



平成26年(行ツ)第107号

平成26年(行ヒ)第111号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成22年(行コ)第47号公金支出差止等請求事件について、同裁判所が平成25年10月30日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成27年9月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡 部 喜 代 子

裁判官 大 谷 剛 彦

裁判官 大 橋 正 春

裁判官 木 内 道 样

裁判官 山 崎 敏 充

当事者目録

上告人兼申立人 村 越 啓 雄

- 1 -

- 2 -

上記 30 名訴訟代理人弁護士

菅	野	泰
廣	瀬	理
中	丸	索
植	竹	明
		和
		弘

- 3 -

押 師 德 彦
及 川 智 志
島 田 亮 仁
山 口 香 明
近 藤 利 司
高 橋 隆 男
大 川 次 織
広 田 香 紀
菅 波 元 靖
越 前 谷 野 和
只 岛 合 周 三
西 谷 田 久 夫
谷 鳴 田 寿 男
福 福 田 恭 道
野 上

ほか

千葉市中央区市場町1-1

被上告人兼相手方

千葉県知事 鈴木栄治

千葉市花見川区幕張町5-417-24

被上告人兼相手方

千葉県水道局長

田 谷 徹 郎

千葉市美浜区中瀬1－3

被上告人兼相手方

千葉県企業庁長

吉 田 雅 一

これは正本である。

平成 27 年 9 月 8 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 大倉秀男